土岐文庫
文庫17
W45
7

文庫 17
W45
7

○別記一之標

○巻の次

○家告冐　○笠龍母與
○天香具山　○山跡國
○心乎痛　○中皇命
○金野乃美草苅葺　○鶴寸
○莫置国隣　○内大臣藤原
○黄葉　○吹黄刀自
○耳我嶺　○柿本朝臣人麻呂
○夷迫江荒都乎　○宇良佐備又佐備

新宮之印

昭和六十年二月一日
土岐善麿氏寄贈

010185195096

○有云 有知布
○春部者
○嗚呼兒の浦
○宜奈倍
○島女 娘子 女島
○清江娘子
○大行天皇
○吾莫勿久爾
○吾兄子 妹又

右三十六

○名よ負
○宮柱太敷坐 高知座
○短哥
○引馬野 榛原
○入唐
○呼児鳥
○高當也
○山邊乃御井
○身毛多奈不知 事者棚知

○別記二之標
○磐之姫皇后
○端詞之哥數
○大伴宿稱
○大津皇子下伊勢
○東人荷前
○田主中島
○柿本人麻呂之妻
○神岳
○比豆知
○戀ゝ不有者
○鏡女王
○藤原夫人
○多氣波安奴礼 結髮 垂髮
○石川郎女贈大伴宿祢田主
○和ギ多豆 負
○挽哥
○移葬大津皇子屍
○須良 奈保 陀爾

○生乎烏礼流

○佐名葛

右二十

○早布屋師　愛八師

帝国図書館蔵書

万葉考別記一

○巻のまで

考よへあく代集代中より古き様とゝ見ゆるハ一の巻二の巻ゝんよつぎてハ今十三十二十四ゝまでも巻ゝ同時撰びれしゝちなんとおもふ也ゆゑ〻ゝ其一二ハ古きゝ人ゝ歌ゝ時代も有ゝ也ゝ三ハ今の十三同しゝ歌ゝ代ゝ代ゝ有ゝ也ゝ四五ハ今の十二同しゝ歌ゝ代ゝ代ゝ有ゝ也ゝ六ハ今の十四古き東歌を集て也ゝ七ハ同ゝ人ゝ歌ゝ国の名ゝ所ハ国風を始めゝ也ゝ巻八ハ山上憶良大夫の奇集ゝ也ゝ今の七十の巻ハ奇ゝ也ゝ古く集あ発も絶ゝ也ゝ其二つの巻ハ古ゝ人ゝ集ゝ今の十五の巻ハ新羅へ遣ゝ人ゝ作使人の歌ゝ也ゝ中臣宅守の茅上娘子と贈和

上つ代のゝ歌ゝ所ゝ
ゝ也ゝ
奈良宮ゝ
ゝ也ゝ
ゝ也ゝ
ゝ也

後紀ニ川村王ハ弓
寛亀ヨリ延暦九
年マデ在位ス歌
ノ数知レシ

九ニハ作者の姓名
なるもあんど他人の
ものまぜて載しるせり
載しるせるの歌のこ
ともあれの集で

今の十一十二の巻ニ
東人万呂家集古
今集の序ニ云
ハ後ニ加ヘしの
ことの詳あり

しるをそ一巻とせりまそみそ集あり是とまさるべし今の十六の巻ハ家持
古くよりこの方まことを中ちよハ今とすず歌ども人のを載て抜てこ
河村王大伴家持の歌も入しハ古き集にあらず此ハ家持の集のちなるべし今
の三巻ハ巻ごとに万六八九十七十八十九二十の巻ハ家持の家集なり
こと定べ今ハ古人百家集ハこの巻ハ古つの巻ごとにほくハ人の集
ごとなりしをいとふの代に一つにまとめて二十巻ハ人ごとに抜下
へる上ハ一二の巻ハ何れをもれもあるべき事ハ古つの巻
もしるべ人ハ歌を志せしめ仍て三巻ハ巻十古の巻ハ巻ハ
の時代年月をまことにぐり次を改め巻ハ
こと上ハ一二ハ今の十三を三巻ハ今の十一十二十四を四五六とす
巻上ハ今の十を七巻ハ今の九を十とす

古今集の中に藤原定家卿の人の集ハ今の七を八巻
も古今集に集の
歌ハ古ハ

天平五年の秋遣唐使の
發船まる時の歌の中あり

久迩京ハ天平十三年
正月ニ宮ハ遷ス始テ朝
儀有シ同十六年三月難波ニ行ス
七月ニ宮ハ還ル同十八年九月大地震
同十八年九月大安殿
国分寺ニ賜ル
しるべ
荒れん
此中今巻三巻
ハ歌人人百品
人の歌ものせし
結ぶ多くれ
ど後ろの世の
まで集あり
年代のこと
し

古今集の序ニ方
今の方十二巻ハ
しなべて中大きの
の三巻ハ既ニ
和の上ニ
ハ上ニ
巻ニ
ハ上ニ
巻ニ
ハ上ニ
巻

[illegible]

[illegible]

[illegible]

みてこのうのまし[illegible]
あが山の言ふ[illegible]
[illegible]

○下より下の考
の次で武度改め
[illegible]
今本の[illegible]ハ
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

光十九年新撰姓氏録。
但吉の字は本の
[illegible]
[illegible]
[illegible]

やまとの國ハ山こ四方をまこ堅て圍のゆハ平らるまるよ香山耳成山畝火山の三つのこ各
(今の方法)
繞こ立て こあくこ出一里バかりでこて 畝の三つ足こぐゝ藤原の宮所ハ此三の山の中まて
(多)
香山へよりこくさて 畝火ハこくこ耳成ハこんこ次 香山ハゆこ低こ(ヒク)ゆこ 耳成ハ高こ(ミヽシ)
こ低ゆこ 畝火ハこくこ高こ

しき。中宮女帝ハ後ノ皇后ノ立まし給て今ノ上皇ノ御母仲姫命と紀ノ略ハ皇大后ノ名ハ元茶天皇ノ皇后ノ御ノ名也 忍坂大中姫命と紀ノ略

その中姫ハ二世王ノ大中姫ハ二世王ノ命と申ハ皇ノ后ゆえ御ハ輕皇子阿部皇女と命と申べき

其既ノ皇太子の外ニ 命と申べき

○心手痛見 軍王寺

此文ノ風手時自見ずして見の言、方利の約て痛万利時自万利に成て 辞百千ノ

めんどゝ時ノ事て 其ノ痛ハ痛ノ所利てを也所を約ノ所ノ久と動

き方利と約ハ成ノ恐まり恐こと静まり静こと久ノ所ノ所と

ずの天れ影をこひ逢ノ人あんどもとうまりうまりうまり

ずまりうまりうまりかて集すまりうまりと無三ノ所ノ言ノ

しをうまりうまり列ノ事をなまりうまりと列ノ事ハ張れり集中ノ辞

まりんど彼ノ事ハ奈良ノ事ノ事て奈良ノ事ノ事ノ事ノ

此ノ文ノ意ノ通ノ所ノ所ノ所ノ所ノ所ノ所ノ所ノ所ノ

所ノ言ノ白ひて言ノ所ノ所ノ所ノ所ノ所ノ所ノ所ノ

所ノ言ノ白ひて言ノ所ノ所ノ所ノ所ノ所ノ所ノ所ノ

ずまりハ言ノ所ノ所ノ所ノ言と言ノ所ノ所ノ所ノ言

言ノ言ノ言ノ

今十一

ら。又先四月。立座熊不知。雖念妹不告間使不来。この歌の字もろきし。別べきなどの。

よ今世又よ立て長べきわぶをも見れを見をぬて無しるせくてたづきしらずき

らもつ八方の通ひ回しるく且ぶるのつを落ること。鶴すの字をうまを仕伎るかき言伎の濁の

例もろく。

良女人八古今集ぞちとちぶぐもちゐ山中ろ上一首のくを見て。こハ山中のまちなば。

立木もろぬ上てと。立ろいうて。陰

かハれ時よ高かぎをこぎ出れ舟の。他都枳之良受毎しあの上まくるみしを三木とせんハ。

○金野乃美草苅蓐 額田姫王哥

注。撿山上憶良大夫類聚哥林曰一書戊申年幸比良宮大御哥。孝徳紀ぬ。白川宮はおぞハ

斉明天皇重祚元年乙卯の冬十月。

○山上憶良大夫。三年西辰の冬十月。天皇時より戊申

の年八月。此歌の下なり。但紀曰五年春正月己卯朔辛巳天皇至自紀温湯三月戊寅朔

幸吉野宮嘉肆宴。十五年八後岡本宮ぞおりまぞ川宮ぞ。

庚辰天皇幸追江之平浦。この

つ上よ三月。くんばくよ社ぞ。

注。天皇重野。ぞ。紀ぬ三月の幸。ぞ八百宮ぞ。

注。の上国。もゆすりて大きくるぞ。

注。日吉野ぞ。

注。三月。追江の。

るあ。ぬ。ぞ。その。ぬ。る板蓋宮燬て。俄ぞ川宮へ。

まぞ。ぞ。仍て。迫江の。後宮の。田。ぞ。ぞ。ぞ

○莫嚣國隣之大相古兄瓜湯氣

を今本に莫嚣圓隣之大相七兄瓜諸氣とあるにをちがひて強く捉ごとあれ
どもなほ何ぞ〳〵なるべきの返事きまりなきに古言にかなひて測べき物とも
せず。但をもてつゐに強ぶるまんじ仍て年月を多くたぐらを基とるまづ古本に莫
嚣國隣之〳〵古葉畧要に莫嚣國隣之とす。又一本に莫哭圓隣之とす。今
本と四本かるべ中に古本ぞ正しかるべき。この白は古本に大相古兄瓜謁氣〳〵古葉畧要
に大相七兄瓜湯氣とす。一本に大相七兄瓜謁氣〳〵とす。又今〳〵四本之を考るに七七土
も古のまつり様に瓜は氏を採。謁は湯〳〵を写すを大相古兄瓜湯氣となす。古言やと
くに通れり。訓は考よろし。

○詔内大臣藤原朝臣

こは藤足公をいはせ公を内臣とのひ給ふ。其比内外の任ふ〳〵類多あるべし。内つ宮乃事を
きこしめすべ和ばべ。元亨天皇紀に元亨元年十月に詔曰。況家有沈痼大小不安。卒發事故。汝卿房前當作

房前は内臣のかし。其明年は右大臣に成。内臣計會内外。准勅施行。輔翼帝業。永寧國家。とあるこの藤足公の内臣とは
ものゆゑ。元亨は古へをもて古へをもて考べきなり。且藤足公は内の臣〳〵なれば大納言まで四位
なる當り。房前公も右の時は三位にて大臣なれば。況はまた内の臣とえべきを紀にも内の臣とあるは極
官を依てまぎれつゐき所多きなり。元極皮とも考る所多し。元極皮は奈良の都を立て出〳〵。元極皮集は奈良の都を立て出〳〵。
内大臣藤原卿〳〵出〳〵はて〳〵ともべきを此所よの〳〵朝臣の加婆祢とも考へ
給人のまぎれなく〳〵仍て考るに此集の俗人まで藤原々々かきまぎれり。

朝臣のかぐねは天武天皇十三年に至て勝て藤足公の時は中臣連なりしを。是一時の
俗にて考るべきにあらずとも考へべきなれども此集の俗にまぎれなくべきなり。

○黄葉（モミヂバ）

いまだあらねばなりけり。

集中ニ黄染ニシテモ毛英治ガ如ク列ニ回シ黄染の字を毛英豆毛英治ガ
ト訓ハ異ニカラズ毛英治ガ如ク言ハ真丹土英出業ニシテ言の伯なりの字ハ考
ヘ難シ巻六ニ丹土の名を曽保ニシテハ巻六ニ曽保ニ孫ニ尓布紙麻曽保
乃伊呂尓低氏ニシテ麻ハ真ニ曽保ハ丹土ニ赭字を書キ毛三赤曽保船毛三ニ
赤乃曽朋舟曽明舟尓ニシテ尤丹漆之小舟毛十六ニ赤羅小船ニシテ佛造真朱ニシテ
この尤丹漆の尤ハ曽保の約ニシテ即チ丹のうるを上の尓布の麻曽保ニ今毛尤
赤紅ニシテ染ル事ハ疑ナシ○尓布ハ丹生ニシテ丹土の産地の名ニシテ
まり白ニシテ黒ニシテ熟ス考フベシ○この條○治ハ出ルを書キ結ビ其木の実ニ中含テ
所を紅ニシテ染ル事ハ考フベシ○毛英の英と麻利の約ニシテ赤ニ白ニ黒ニ染
ハ毛一つ解レ毒ニシテ毛ハ毛の一言を
の字ニシテ麻曽保ニ解ハ麻曽保の麻曽保の約も麻保の約も考ヘ毛
ち染ニシテ三つを一言ニシテ歌の言を約ニシテ一言ニシテ毛ハ毛
ニシテ赤一つを つりぶりと約ニシテ毛の色ニ染ル事ハ曽保ニ利を
染ニシテ赤ニ染ル 約ニシテ始真丹土ニシテ毛ニ染ル物語ニシテ毛ニ染ル

○吹黄刀自

吹黄刀自氏のおぼつかなきハ考ヘ難シ○刀自ハ假ニシテ戸主の字を紀ニ
戸母此云親自ニシテ巻十三ニ。坂上郎女ニシテ我児の刀自ニシテ
その戸ハ家ニ自ハ主の書ニシテ神祇官の宮主をみやどと唱フル類ニ
物語ニハ女ニシテ紀ニ戸母ニシテ戸ハ豆ニ母ニシテ
ニシテ母ニシテ人の老ニシテ母ニシテ我児の刀自
ニシテ母郎女ハ竹田の左ニ住ニシテ坂上の郎女ニシテ
又ハ宇ニシテ刀自ハ老女ニシテ
ニシテ戸母ニシテ
の刀自ハ女の喚名ニシテ

考よいへるめくこハ御岳の嶺て山をするとそ云ふ。けしの形大きくして甕ゝ如ハ
ゝ有んこて先三（今十三）ゝ国しけ白を御金高ホ（ミタケ）ゝも猶しをこん或ハ非時（トキシ）の雪
の降てゝるゝ又ハ冬ハ吉野ゝ中ゝるゝ峯ゝゝ仏御ゝ所ゝ如ゝ
ゝ考ゝ有ゝ此ゝゝ金峯（カネミタケ）ゝゝ後ゝ金山峯ゝゝ即ゝ有ゝ
ゝ此ゝゝ人ゝ
ゝ
ゝ

官人五月と八月
とに暇衣暇と
三十日づゝの暇を
給ふ。三年に一度
父母を定省する
暇を給へる令の
ことあり。

流罪に下りしは假の使なり。近江の古き都を遷して近江を
近江を京として衣暇田畝をば
ハ。紀集使税帳使などとて加りて上
上りて十月一日の官会するあり。そこに
へ神に祈りて多のかりこと。位ハ
れ六位より上にあり。三位以上に費四位五位に卒六位以下庶人までに死
令の律法に式集に定めたる定めなり。且五位にあるべき紀に載へ
守にて必任の国を紀に載たるこを。柿本人麿
式ありて式人のに考べきものもべて。後世人のに上ハ
三ヶ国なり。奇なおきてこの代にかりこの代に
ハ。ものあるこを言ても歌の勢にて。
こけるにふとゆるを。近江の御軍の時ハまどわくしてつくまりねハ

官人五月と八月とに暇衣暇と三十日づゝの暇を給ふ。三年に一度父母を定省する暇を給へる令のことあり。

を乱りてこの国の
書にても秋ことも
知りてものこと。

比那表ハ日下をこ
淡幣祝ハ覆こ。

乃多の伯那こ。

古今の集の今年の春と今年に人の
国集の左半のもの。人まろこ
とにて五位ともなるべ
のあるを年に年にこの
こに序に加へる言葉に
は又の言葉ハ
の代をも
の考にハ

古今の集の今年の春と今年に人の国集の左半のもの。人まろこ
とにて五位ともなるべ
のあるを年に年にこの
こに序に加へる言葉に
は又の言葉ハ
の代をも

を乱りてこの国の書にても秋ことも知りてものこと。

○夷　近江の蒲都をとる
人万呂也。

比那ハ日之下て上言こ行でこそ。非代紀に。避奈鬼謎こ。ハ天下つ国の女と云。
古事記に毛々陀流都紀賀延波　百枝足　本都延波　上つ枝こ阿米袁淡幣理　畧　志言延波　枝こ
比那袁淡幣理て上に天に射へて下つ国を比那こいて。さて甚天をハ日こいハ。神武天皇
を紀に天神子こも日神子孫こも申し。天皇をあめすべきこも日の御子ともいし。御門を天
つ御門こも日の御門ともこ。位ハ天の下てこを日の下とこ。言葉に言を言
に比那の比ハ日之。那ハ乃志多。比言を約こ。数言と言こ言。上下の言を約て日の御子の為
乃多の伯那こ。

官所を天ら・外つ國を天の下とて比那とハつて

○宇良佐備黒人哥

宇良ハ内し。巻十二。天地の曾許比佐宇良ふるめ君とうらん人はさ
ねあ〜どてよハ天地のそこ故れる内ゆ〜いそ集中よ渋の浦磯の裏なでひ
ぬぐよ浦とうらもうらは裏のこしなうらいそ二の考よくうらい
○又かの内とてよう結て人のくうすとつぶ多きれど其中よ分ちを失てよ國つ所
神のう佐備て荒る京てよハ冷の所ゝ冷びて荒ようとつえ
此佐備ハ冷き意 ○老云よ。君ゞ来まるぬ宇良毛芽奈久毛てつも平言よ久もを
そうら・次くよ多 ○老云十四
てつよ内くてうこの内ゝ。そうこ下そうてうるむ〜。○老よ浦佐支流情佐
ま祢之てよ若の浦佐備ゝ内ゆ多ゆを次よ情ゝよハ宇ら兵ふんてくうこの言
ゆよとハ荒くあて次くうゝ。ゆ良ゝうゝうこハ宇ゝ。ゆきハ宇良ゝうゝうこ佐ゆきゝ

宇ゝうゝきんゝうてうめ内ゝうゝを佐くもおゝうゝ内ゝうハ宇文るのゝうゝ佐く。
佐ゆようゝ京ゝうゝ。ゆ佐ゆ佐ゆ佐

[illegible]

[illegible]

[illegible]

成人名まあ人はく
ブケーとかるを
つ〜〜〜

伊勢の守ゆきとまりてとるべき方なければ、幸伊勢国時留京作寿とて、[illegible]
[illegible]
[illegible]
又は方々なとあれども、[illegible]
[illegible]
上よ吾よりまさりてハもちろんべいでちをきとバやくしかくこそ[illegible]
[illegible]
[illegible]

○短冊　野時長寿。

長方氏まよハ友奇こちで伯[illegible]氏先ハ氏所の短冊とする。[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○宜名倍

[illegible]
[illegible]
[illegible]

啼しも雁がねの聲ゝ苗ホあすらハ春日の山ハよみちらすらん。乃むかゝるもむく
ゆ後くゝ苔の岡の葛葉ハ火付よゝ。乃ゞもゝ喧之後ハすぐるゝ三笠の山ハ色ゝよ
ゝ。てぎゝ花咲ゝる野べゝ日ゞゝしれゝるゝ共。秋風吹あべるゝ。ゝぎの葉ゝゝ
秋風の吹来苗よ。乃ゞ波。この歌ども皆二つのゝもむくゝてたゝ倍ゝいゝれゝ並ゝゝ
ゝ。ゝゝゝ。芦ゝ。ゝゝゝゝゝゝ例ゝハ此歌ゝもてハ
借ゝゝゝゝゝゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○入唐

大内へまゐるを入らるるなどとて、そこぬ宮をくへもあゞめて入るもとなるべき。集ゴ
一つ二つあり。れるをかゝ国へりを入るゝ人ゝ。ぐこと〻今年をとゝ。みて主人のゝれるや遣唐
使ゝもゝ時ゝゝ。元史式ちゞハかゝ文そゞび人のゝけハみゞゝゝよ他の国をくみゞび
て入唐大唐ゞゝ。ゝ人あり。又近喜或ゝハ入海使入新羅使ゝゝゝゝハ入のゝと
ゝつけゞゝりし人ゝゝゝん。集の沼ハゞゝゝよ他国ゝてゝみする人のゝゝ文ゝゝゝひ
てゞゝのゞゝゝゝゝ

人ハ古今ニ多キカ一つをさしてひぐことらあり。こゝづとのゆゑ
てこの国をハ行くゝ世ニ多くすまてこれをしるよ九ハ悪まてかゝらるゝ所をのみ
うす墨ゝ〳〵ハ白まれいとうあきて気をてすでこ歴代ゝ〳〵ゝ多くかとそ
くらゞゝハ悪のゝくしてめゝ〳〵也くゝなるこ一見ハうすあまてくゝ〳〵ゝ
ゝ

○大行天皇

大行ゝハ天皇為まりていまこ序論をゝぬるる申まゝるれハ大行の幸と
つゝこハあきまんなくとゝよ慶雲三年と標せ一條ハ大行天皇幸難波とゝゝ
同四年六月天皇文武崩まりて十一月ハ謚奉ゝゝ。ハ六月ゝ十一月まてのゝ間ハ前
幸の幸の対ハ多ハ私の文集ハ大行云云と云ゝ載ゝ〳〵ゝ
ゝ文集をハ百ゝ〳〵ゝ也ハ多ハ云ゝ〳〵ゝ大ゝ〳〵ゝ也ハ〳〵
ゝ大ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵

いとハ又てかさこ
すちんあんどさ
べいてこそもま
しきらべ。お
ようてこそ
の用ゆかるめ。
おしくくとこもい
くこの言を弱
して且をもう
言へ偽てこれも
もてくこそわ元
ちの光の別記ま
そ物のこそ。

を取てでこ書こるまを。折つけよてるまを待しいへり。老五十六を廉乃。
吹こる山を越ゆん日ごにや君よ。嘗あんぐらん。古今集よ。わびぬれば今
いこ用ど。殺彼こる。身を法こ。こもいこ果してこ。老十一
余ぬ〜ぶ。走こ〜こぬん。吾ゆ思よ。波大奈於毛比多。嘗勿 余ぐん。彼ハ古今
言へ偽てこれも。奇集よ。彩この初て。吹をまて。なくしず。吹を多きけハ。あらきこくぬ〜こ〜ぬ。逆せこ
もてくこそわ元。るこ。こらハ折つけよこ。こるこ。こらハ初てこゆ用集ハ。ほこ。きこ。人待こる。吹こ
ちの光の別記ま。れハ。ぐ折つけよ。こるこ。こうくこ。いへこ。ここを合せんこよ。
そ物のこそ。

○吾莫勿久尓 清名部皇女御哥

又君ぬ有名國こふを。次でよこ。

こハ吾こ〜こ〜こよこを。絢て。これ。ちけこ。こ。こ。こ

紀に天照大神誨倭姫命曰是神風伊勢國則常世之浪寄浪帰國也傍國可怜國也云云隨大神教其祠立伊勢國興齋宮于五十鈴川上

六月九月十二月の十六十七日の御祭は三時とする其日は先神宮の玉垣の内を入て東殿の座に齋王はまのぼりまきさて内つ御殿に入て拝奉る其左右数は官人多く仕まつれり

古事記日本紀等まの数をよまは五十四歳五十九王かゝる雅言なれは五十の字は数をゝくまれど一所にかゝる例なし

○山邊乃御井

山邊の御井のもとは古きよりくしのきを尺とし其間人うるはしくまんことをもとめ今立つり氏也三の字と頼よ奉くは尺をおりはるこゝろ先とも考へは隅和之和

期大皇高照日之皇子之朝食御食都國神風之伊勢乃國者國見者此の風伊勢國則常世之浪寄之毛山見者高貴之河見者左夜氣久清之水門成海毛廣之見渡島名高之もまそは国コヽロミモ巳許乎志毛間細美香母桂巻毛文尓恐山邊乃五十鈴乃原尓鎮坐神教其祠立伊勢國興齋宮于五十鈴川上

朝日之照須日細毛暮日奈須浦細毛ほし

春山之四名比盛而秋山之色名付思吉

齋王は使人をもて今年蟬乳母を

百磯城之大宮人者

これは大内の官人なれはゝ

天地与日月共万代尓母我と云て

式上は伊勢国を

推

古天皇紀の文の云て国巳許をしてつかはす大宮人ゝ

国齋宮を離宮をいふ

まあ〻ぶ呂大神文の御まを紀は今年五十鈴乃原尓鎮坐と紀に且使使

の王臣ゝをつかはすとはいふ齋王の仕奉る三時まつりのこゝろはこれ

日本紀に五十鈴乃御井者ゝ

自然成泉乎張流山可母てゝを今世考へは

宮あゝりゝとてるゝ山の方ゝ廣く平の地なよりゝの五十鈴の原とはいふ

てんゝて其所に名づけ井のまは清水もきよくれをこそ山ゝつゝのゝきも

こゝなれはたのゝくもよみめの長田王も尺とおりて人且此方上に御井者ゝ

山ゝとゝをゝ八御井は既所の名ゝ

古人雅言ゝは五十の字を起て伊の一字をもゝ

は古言ゝ倒をもゝ

右の訓ゝ右の字をゝ

そこは山もゝ

万葉は五十の字の上に

まこひ定めて後に今をたゝくべて五すべきを後世をへて古へを推おもはんこと

言へるあるなるべし。○ 右の文に大宮都可倍てをもて天皇の御代又離宮の事なるべし。

○ 神宮ハ伊勢ノ国ノ一宮ニ坐ス。

○ 伊勢ノ国ハ東海道ノ一国

[illegible]

[illegible]

て[illegible]古云の遺り[illegible]。又夫を[illegible]妻を伊毛[illegible]ハかの伊邪那伎伊邪那冬の[illegible]

[illegible]妹兄夫妻[illegible]如[illegible]ひ[illegible]始[illegible]て後[illegible]他人[illegible]ぐちの夫婦[illegible]なれ[illegible]

[illegible]人[illegible]

兄[illegible]ハ貴[illegible]親[illegible]。妻十七[illegible]越中介縄万呂の守家持へ[illegible]。和我熱[illegible]古

我[illegible]尓幣麻之奈婆[illegible]の家持の[illegible]人[illegible]安礼奈之等奈和備和我熱[illegible]

[illegible]又四家持池主の[illegible]

或人四古今[illegible]集[illegible]之。吾せこが[illegible]

[illegible]十二の赤人[illegible]。吾勢子尓令見常念之梅花其十方不所見雪乃零者

者[illegible]

[illegible]我[illegible]

[illegible]

[illegible]

万葉考別記二

○磐姫皇后

今本ニ多く后の所名を書るハひがごとなり ハ考ヘるべし。そもすぐるよ
るべしをこそハ彩法ハ宮所字を奉て皇后とせバ
て所名ハ書るべし。又今ごよ君之行。氣長成奴山多都祢迎加将行待尓
可将待とて氏皇后の所名ハ書るべし。の左ニ首歌類聚歌林載ることなり。
考ヘるべ。ハ古事記ニ。久恭天皇ノ條 木梨輕太子を事ヘて伊与国ニ移し給ふ時。
穂大郎女の皇女代ニ子ハ追ゆき給ふ。岐美賀由岐。氣那賀久那里奴。迦
麻多豆能。同記ニ氏長巻十五ニ。山多頭能迎ニ。つげて。宜辞 年加国袁由加年。袁ハ助辞
なるを。今なほ。麻都尓波麻多士。本まちまちよハえ待ヘ。ドとなり。今
ハ誤。麻都尓波麻多士。本まちまちよハえ待ヘ。ドとなり。今
乳母云ハ言を。ハ言を。ハ言を。て唱へ。ハ。ハ。人を。ハ。ハ。
人まぐハ。ハ。ハ。の上。ハ。ハ。ハ

ずて拳これハ有ることなりとも多くすべく人まで引るハ拾つ孫至方拾ひ多くするなり
陳なり。　ことに古てれ〳〵千秋の遠をのこりて此集のそ〳〵の遠を
いとなんもめ方もも此集よハちなりしるこれ〳〵也。

○戀在不有者

此言の類　多きなり中ふいとしるこれハ拳てことわるなり
つくと暗くハとひきなりくれハ拳てことわるなり。

此巻。　如是許。　恋在不有者。　かくばかりこひつゝあらずハ　わるくこひてもあるべきなり
るべしとつとめていへる歌ことばの一つ　高山乃者
移者。　此巻。　吾妹子。　恋在不有者。　拾ごもの　嘆て散ぬる花なるまと
ひを。　花の数を　詠ことよ。　恋在不有者。　拾ごもの　乱れて死ぬ。　拾を　詳しくなる
ど。　恋ハ　同巻。　わがゆゑ　恋在あるべ　拾ハ　妹が履ん　地なるまで。　巻十三　わが許　恋在
不又　恋在　木　なるまで　拾を　思して。　同巻　外ふ　恋在　君ゆゑの　思ふ
すむ　恋在　なるまで　同巻。　隠居て　恋在不有者。　木間の　妹背の山ふ　拾を。　巻四。
白雪の　来ふる　雪の　恋在　なるまで　拾　恋在有者。　巻三　隠居て　恋在不有
巻田　花の　恋在　あるなるまで　恋在　恋在　恋在　恋在　恋在　恋在　恋在　恋在

かく言とゝめ
ゝふることゝバ
集よハ歌をし
古への一つのゝ
ゝ

○此巻。　おくれかて　恋笑不有者。　追及ん　道の行田ふ　標ゆへ　此巻。　巻四。　何の　乃
ツモリ　ゆゑ　細引の　ゝ　の　緒の　うれんゆゑ　の浦　恋在不有者。　巻十三　我ゝ　ゝ　此而不有者。
むるゝ　毎ふ　妹ゝ　ふ　繰れる　巻四。　剣刀　ふ　刃の　ゝ　ふ　去　解て　所殺
かて　死ん　恋ん　ふる　数　巻五。　いつまで　ふ　きん　年ゝ　凡ハ　恋在不有者。　死上有者
巻八　秋ゝ　ぎ　ゝ　上ふ　年ふ　ふ　高の　消ゝ　死ゝ　ま　恋在不有者。　此ハ　ゝ　ハ　ち　白
ゝ　を
いて。
○巻四。　かく　恋ん　物ふ　ゝ　ハ　ゝ　ゝ　ゝ

金とゝべ。今本ハ室とゝ誤

かくしあるべし。梅の花ゝ。そ、ゝ。細手。そハ一つの義。

今十二
○老五　中く二人既不立老。人と生れて桑子ゝ。なゝまゝ細手。むの絶許。古。中と

今三

二人既不有老。ちよ酒壺よ成而師鬼。酒ゝ深ゝ。けこそハて

○渇詞の奇数

老一ゝ三山の清水
よのゝ一ゝとゝめゝ
ひ徐祖いと乱れて
ゝるゝ人ハゝゝ
ようゝゝうつゝ
らんいゝゝゝ
ぬゝゝ。

奇の数を云せ一と。老一ゝハなゝ。式老ゝハゝ。ゝゝよ一二の老ハ四一四の数ゝ。

ゝあの秤ひとゝまを。ものゝゝとゝゝゝ。仍て考くゝ。ゝた。発成宮皇后の清水ゝ

四ゝゝゝゝハ。ゝよハゝゝ。初一ゝハ既集の。ゝなゝねハ三ゝゝゝ。ゝゝめ。又茶祖伝

ゝゝよ五首ゝゝゝ。ハ賜茶の。ゝゝゝ。わゝよ数ゝ。茶ゝ伝なゝ。これゝのゝ

わゝゝゝきゝ。あゝゝ。ゝりゝまハ。ゝゝハ。ゝゝ。ゝゝゝ。ゝゝハ

あゝ記すハ。ゝよ。ゝゝゝ。ゝゝて。ゝゝ。ゝゝゝ。ゝゝ。ゝゝ。ゝゝ。

ゝゝゝゝ。ゝゝゝゝゝ。ゝゝゝゝ。ゝゝゝ。ゝゝゝ。ゝゝ。ゝゝ。ゝゝ。

ゝゝ。わゝゝゝゝゝ。ゝゝゝゝゝ。ゝゝゝゝゝ。ゝゝゝゝ。ゝゝゝ。ゝゝ。

わゝゝゝゝゝ。ゝゝゝゝゝ。ゝゝゝゝゝ。ゝゝゝゝゝ。ゝゝゝゝゝ。ゝゝゝ。

同紀の上まきに後王八思天王八代の天王八代の女王
之皇子の孫の乳母八乳母の氏を賜ふ
ゆえなし女王皇子の乳母八かりべ氏ひ
うれん乳母八かりべ氏ひ
の名代八間人皇女の名代にて氏種王を
後女王を定めおせよ
ちなみに名代八名代にて氏
の人あり。

ハ別ちを。ものしと和ちすとも人をもとも並べる同人の名をこゝにもすべハ
ある。左ハ右ハ別人なれ。紀ハ天皇始聖徳王女額田姫王
生十市皇女とを。不ハ足て張り物ゆえ女王ハ王女
の得ゆえ。ふ文を上下せ。ふ文を集中生羽が女播麻の姫子
ハ名ハ名ハ名

後宮令に妃のくらゐは品とき、夫人嬪は位と、いひて品は皇女、位は臣の女なる定めなり。

皇太子の御妻を大夫人と申し、この皇子の御母更衣を夫人といふは今京の宮ゐ紀に大夫人をおやみなと唱へ、人詔のなべて時の制なり。

こは皇女を立て后とせず、貴き御妻をもとなへ、后を立てる御妻をもとなへ、夫人嬪は臣たちの女よりて御妻なれば、御庶妻と、いふべきを、庶子とあるめれ。あるを妹と紀は訓つは古へとく、まも庶妻は御妻にまさることばなし。さらはいへども彩ぐ、なる仮名書の唱へべきを言ひおぼしねはおきぬべくて今京にて女御は古の妃は當れはべりと唱へ、御妻と申さんは無なり。ここは更衣も古の夫人とあるべきはべれ前をもてこそ訓て度の髪と作へ。

今は又光十二年同じく藤原夫人とあれ宇昊原大刀自とそはべの夫人の名ことあれ夫人をもつて唱へまるべきをもつけ法は古本にまさんべき夫人紀の訓のひがことをもわるでくはべるまでもいつてもなまで。又大刀自の夫よりもてあがめもてしかるべき人あるべんべ孰の名は大中小ともてはべるべて兄弟の義あるなかをつことにて、めことあるべ。紀れは夫人のく訓よりあるべきたるべし。

○大津皇子竊下伊勢神宮（竊不宮一作宇）

天武天皇十五年九月九日崩まぬ。大津皇子ぬ時皇太子ぬ。十月二日ぬ。三日ぬ。十月二日まで。わづく。日ぬ。大事をあ。伊勢へ。九月九日より十月二日まで。わづく。の。石川郎女。仍て。天皇。病おもひ。祈。天武。の齋王。伊勢へ。七八月の。大事。天皇。崩。

○多氣婆奴礼多香根者長寸云云（三十九字弥の奇）

多氣婆ぬ。礼。多香根。者長寸。云云。三十九字弥の奇。搔入。秀。元古への女。

未。の。動。ぬ。ぬ。

[illegible]

元慶天皇紀ニ皇后
曰、妻有結髮之情
其後高說經ニ
[illegible]

上つ代の髮はかれハ
宗代にて神功皇
后紀景行天皇
紀ゆゑ[illegible]
[illegible]考へてゐ
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

式の太神宮九月新嘗祭に調荷前
絹二百十三疋糸絲
彼布木綿麻麁
熟海鼠昆布鰒
塩海藻堅魚諸
国封戸調荷前
もの

しまておもしろかるべし。

○東人之荷向篋乃荷之緒尓毛

東の国にうち今年かりそめる絹布を先づて木綿麻山崎の畑までも時々公に調ふ
遠つ綿の絹のてるよつるかよ祈奉

の祝詞に荷前はザキハ荷前はユガミと自陸往道者荷緒練堅ユビカタ

たつ祝詞にあるも荷前にて

よひとつ〜ふたつ荷をろし〜唱るハ紀の肥前国の荷持田村を荷持此云能志利

てふ類に又いづこにあんど東の国の調をうハ市代の紙の西の国〜まつりして東の国〜の年

らぎ〜ハ後るるよ遠よりもてでも貢するを怪びまして年毎墓へもまつりかめ

まひらの伝もし。か国の貢物をも先祖にあるべきうちにまつる下西

方ハいてで東方を年〜もけ彩ふ〜し。

○石川郎女贈大伴宿祢田主遊士跡者聞流年〜〜

こハな文のうち女郎
ありて陸奥ハ
例とて女ハ郎女
之感恒悲独守之難意欲寄書未逢良信美作方便而似賤嫗已提鎖子南到渡
側哽音喝足叩戸諮曰東隣負女将取火來矣於是仲郎暗裏非識冒隠之形慮
外不堪抱接之計任念取火就是去也明後女郎既恥自媒可愧復恨心契之不果悶
作斯歌以贈誘戯焉

こハな文のうち女郎
ありて陸奥ハ
例とて女ハ郎女
之感恒悲独守之難意欲寄書未逢良信美作方便而似賤嫗已提鎖子南到渡
側哽音喝足叩戸諮曰東隣負女将取火來矣於是仲郎暗裏非識冒隠之形慮
外不堪抱接之計任念取火就是去也明後女郎既恥自媒可愧復恨心契之不果悶
作斯歌以贈誘戯焉

いハ考よりよめるいづこまでもをひがごとなるひて云いく〜後のとゞく且暗ものよ老女
のまゝにてせ〜じのちあくぎりのうち作るこゝろ〜ぢ〜ろ〜ん〜ものすゞ又蹄
の負〜女を並べて作んハいるのあるを人〜するやこゝのれさづりゆ〜げふきゝハれ〜
又書を寄んハ想のまを思ふを作ハ〜〜もいれ。作るこゝ〜〜作紀ゞ〜〜
ちべきにそ〜〜ばちゝあがくてかゝるゝ作人ゞ〜ぢ〜ハ後学郎文ものるゝ蹄〜のまれ西
のひるまゝでいるゝでりゞ〜ゞ。作て考ゝ〜ハ作の〜哥の於考弦風流士を。後人ものゝ
のゝうんをゝ河ゝるゝきてゞの人獺ハ友よ載ゝ〜ゝ〜ゝよ。食ものゞ〜ゝハ。

下の毛み石川郎女を石川女郎と名ゑ。又女郎を郎女とかきて。お郎ハ女をもいふ。ゆゑ人のひがごとなり。

和多津ハ伊与國より海を渡て

ひがごとを虚言とも。うそとも。ゑせごとともいふ。ゑせごとをいつれもやハ遊士風流士などゝいふ。

○同石川郎女更贈大伴宿祢田主郎

これも月夜に大伴宿祢田主とあり。されハ今中郎とも八月とも陽ともいふ。

こゝにあるゑ。花考に八月夜のゆゑ。上三句ハ大伴宿祢田主とゝ。

○和多豆渡山屋上山 柿本人麻呂石見國より京へ上る時の詠

此あづまのうろ言とも。うろ山陰道とも。かくて石見國より伯耆

國形土記に人のいへるゝ。まづ今の備後國城の山より上府村下府村まで。古の國府なり。

こゝより安芸國へもゆく。備後國へもゆく。小國へ向て三の道あり。小國より六ハ面雲伯耆の方へ。

山陰道のゆく。此小國と備後へ向ふ。上府より八里に屋上村あり。その迫を小方より渡

村てゆく。これ云ふ山なり。かれ此方よりみたるの姿のまゝ。

姫が振袖をたゝずとゆひ。姫ゞ門なびけ山とも。元府ゆゑ。

ゆくそいつべく。八日さすとゆひ。和多津ハ府より西の方。

此渡屋上より前に和多津ハ府より西の方。

こゝもゆく。今ハ此名なし。いづれ他所なるべし。

先ハ出雲に仁多郡あり。因幡に八上郡あれハ。おぼつかなくもうしなふ。今よく

もゆかぬ。

○柿本朝臣人麻呂妻

[illegible]二人の中ニ二人
[illegible]二人七人
[illegible]

人まろが妻八人いとまごバーきんこころぞんよ時ゆ[illegible]
一人ハちん人一人ハ妻なり久んを[illegible]
とつくびせの挽歌よ妻の死なてゆ[illegible]
[illegible]
死くるを思ひ[illegible]
[illegible]
[illegible]

上の宇八大寛えの紀伊寺凡度の宇[illegible]あれば[illegible]て[illegible]す。
・[illegible]一に大寛二年[illegible]河国[illegible]川島野[illegible]
[illegible]の宇[illegible]代[illegible]

○神岳

こゝ[illegible]市郡の[illegible]に神奈備山[illegible]を[illegible]て[illegible]八雄畧天皇の御時[illegible]山の
大地神[illegible]て[illegible]螺贏[illegible]て[illegible]人[illegible]
て畏[illegible]八[illegible]の所へ[illegible]て[illegible]昆[illegible]の山[illegible]て雷岳[illegible]嘆[illegible]て[illegible]
[illegible]て[illegible]に[illegible]て[illegible]雷岳[illegible]
[illegible]て[illegible]て[illegible]
[illegible]の一所の神岳[illegible]て雷岳[illegible]神名式に飛鳥
坐神社四座并名神大月次相嘗新嘗[illegible]四座の中に事代主神をもつて齋奉れり[illegible]山
林廣く深くして古へ神奈備の御室山[illegible]

[illegible]村の西五町許に雷村[illegible]

集中に傷哀慟哭[illegible]

[illegible]の言[illegible]
[illegible]の矣[illegible]
補[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

神代紀に堅[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]あれば式[illegible]雷岳[illegible]八[illegible]村の名は後に名づけ[illegible]

○移葬大津皇子屍

注に右一首今案不似移葬之歌蓋疑從伊勢神宮還京之時路上見花盛傷哀咽作此歌乎[illegible]

[illegible]日に崩[illegible]大來皇女の御歌大津皇子は十月に罪なれども齋の皇女は同十一月に京へ還[illegible]
集中に[illegible]
[illegible]

○比豆知 比治

此言を集中に堅打[illegible]
[illegible]
堅に漬て[illegible]

漬の字れ〻比治都伎の比治都伎の治と豆ハ音通ひ都伎の約ハ為なれバ
比豆知と知と又も豆知と約れハ治とも云ふ比治とバかりもて云ふ

○須良　奈保　陀尓　佐倍

須良ハ佐奈我良て言の約れる辞ニ奈保ハいまゝてつゐ〻ゑ〻ゑ集ニ
須良とも奈保とも尚の字を借る所ゝハ〻〻国の古へ尚猶のまを通り也
ゝ〻ゝまゝとて不言もて〻ゑ〻ゑ須ゑ〻ゑ奈保ゑ国〻〻〻〻〻
ゑ〻ゑ人あり可ゑ〻ゑ〻言のなとゝゝ〻ゑて字ゑ〻ゑ大〻〻〻〻尺ゑ〻ゑ
ゑ〻ゑ〻ゑ〻

たの字をなぞらの言とするなり
いかゝへハなり

國が良なぞいつもこるひとく〻神隨(ナガラ)國隨(ナガラ)て言そ(ナリ)そんなまて(ナリ)てゝ(ナリ)ゝ(ナリ)へ(ナリ)ハ(ナリ)
國號人稱ゝのもゝ〻さらもたゝ(ナリ)ゝ(ナリ)ゝ(ナリ)

へ〜きよ〜。うけ
や〜。ハ〜きや〜
てふこころハ。ま通ふ
てかくは。ゆ言く。

シケヤシ之家也思ふ。ま遠き里を。も二十よ。波之伎余之ゑ。ふのあうでハそで。俤まよ。ちとひろ。
今三
て。も十四よ。愛八師。ハシキヤシ。栄之君乃てふを。ふ。ま妻も。嬬をも。ハ〜きつゑ。べま
なゑ〜刈べきゑ。ゑ。ゑ。